

情個審第17号

令和4年8月2日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年3月16日付け営企諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の個人による茨城県章の無断使用に対する対応内容が分かる文書」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第196号）

（情報公開答申第167号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

令和3年10月21日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示の請求をした。

- (1) 茨城県章（以下「県章」という。）の無断使用が確認された時の対処方法を定めた文書（以下「本件開示請求1」という。）
- (2) 県の特定の職にある特定の個人の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「本件私的サイト」という。）で一時、茨城県章が無断使用されていたことへの対応が分かる文書・電磁的記録（以下「本件開示請求2」という。）

### 2 実施機関の決定及び通知

令和3年11月5日、実施機関は、本件開示請求1に係る行政文書については、作成していないため、実際に存在しないとして不開示決定を、本件開示請求2に係る行政文書については、存否を答えること自体が、個人に対する調査・指導の有無を開示することとなり、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので、存否を答えることができないが、仮に存在するとしても、同号の規定により不開示になる文書であるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下、本件開示請求2に係る不開示決定を「本件処分」という。）を行い、同日付け営企指令第1号により、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和3年12月13日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件開示請求2について不開示とした理由付けに納得できないので、本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

### 2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張について

ア 今回、文書開示を求めている対象事案は、県の〇〇〇〇〇である特定の職にある特定の個人が自らの〇〇〇〇のため、事前協議や使用申請書提出など定められた手続を経ずに県章を無断で使用していたという重大な非行である。条例で定める公益上特に必要があると認めるべき情報に該当する。特定の職の職務外で個人としての行為としゃくし定規に解釈して不開示にするのは県民として納得できない。特定の個人の非行を県民に自ら説明せず、謝罪もしないのは政治的・道義的にも許されない。

イ 本件私的サイトでの県章使用について、審査請求人は、茨城県公式サイト（以下「県公式サイト」という。）から県営業戦略部営業企画課（以下「担当課」という。）宛に不正使用ではないかと問合せを送った。これに対し、担当課広報グループは、本件私的サイトの管理者（以下「管理者」という。）から県章使用承認申請書の提出がなされていないことが確認されたことから、速やかに県章を削除するよう、管理者に要請したと回答している。この回答により、特定の個人が、県章を無断使用した事実は、担当課から第三者である審査請求人に開示されており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報には該当しない。

ウ 上記イの回答に基づき、審査請求人は、自らが管理する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において、本件私的サイトにおける県章使用問題で、担当課が、速やかに県章を削除するよう、管理者に要請したと回答があった旨投稿している。

したがって、この時点で特定の個人の県章の無断使用は既に公知の事実となっており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報には該当しない。

(2) 反論書における主張について

ア 実施機関は、弁明書において、審査請求人の「問合せに対する県の回答は、第三者への公開を想定したものではない個別的な事例であり、法令の規定又は慣行として公にしている情報ではない」と弁明している。

しかし、県公式サイトに使用しているサイトポリシーでは、同サイトのアクセス情報、県への提案、意見及びこれらに関係する個人の属性について、統計的に処理したデータ、意見等を公表することがあるとされている。

すなわち、実施機関は、県民からの提案、意見等を公表する場合があると断っておきながら、審査請求人の今回の問合せに対する回答内容について第三者への公開を想定していないというのは、一方的かつ時代錯

誤の解釈である。インターネット等が広く普及する中で、県民と県とのやり取りは、インターネット等を通じて広く瞬時に拡散されることも想定しながら行われるべきである。

また、第三者への公開を想定したものではないという実施機関の弁明そのものが失当である。

すなわち、県章を無断使用した本件私的サイトの管理者に県章の削除を指導した担当課が当事者であって、審査請求人は第三者であるところ、担当課が審査請求人の問合せに対し、削除の指導を行った旨を電子メールにより回答したことによって、本件私的サイトでの県章の無断使用の事実は、第三者に公開されているところである。

イ 実施機関は、弁明書において、公益上の理由による裁量的開示は、保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合に限り、実施機関が行政判断により開示するものであり、本件処分において公益上特に必要があるとは認められないと弁明しているが、具体例も示さず、条例の条文内容の域を出ていない抽象的なものである。

また、実施機関は、審査請求人が審査請求において、本件私的サイトにおける県章の無断使用については、重大な非行であると指摘したことに対し、公益上特に必要があるとは認められないから不開示とした具体的な根拠を示していない。

特定の個人の非行の事実とその経緯に関する情報は、その公私を問わず、主権者である一般県民が広く知っておくべきであり、公益上特に必要がある情報に該当する。特定の個人が、個人情報保護の面で一定程度制約を受けるのは社会通念上妥当なことである。非行の事実とその経緯に関する情報は公にすべきであり、特定の個人の個人情報を保護する利益より優越するのは明らかである。

特定の個人に不都合な情報について個人情報保護を盾にして自らの裁量で覆い隠すことが可能となれば、知る権利に基づく情報公開制度が形骸化する。県章の無断使用について特定の個人が何ら釈明しておらず、実施機関が本件処分を行ったことは、県民・有権者として到底容認できない。

ウ なお、弁明書のその他の主張は、審査請求の理由と関係がないので、特に反論はしない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 不開示情報の該当性について

##### (1) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号では、個人に関する情報であって、当該情報に含ま

れる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定した上で、同号ただし書の情報については、開示することとされている。

イ また、条例第7条第2号ただし書アでは、法令（条例、規則等を含む。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を開示することとされているところ、審査請求人の問合せに対する県の回答は、第三者への公開を想定したものではない個別的な事例であり、法令の規定により又は慣行として公にしている情報ではない。また、審査請求人が管理する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において県の回答内容を投稿していることのみをもって、慣行により公にされているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

ウ 条例第7条第2号ただし書イでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を開示することとされているが、本件開示請求2の情報は、それらを保護するため公にすることが必要である情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しない。

エ 条例第7条第2号ただし書ウでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示しなければならない旨規定されている。

ここでいう公務員等には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員が含まれており、特定の職にある者はそれに該当する。

しかし、本件私的サイトは、自らの〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇等について発信している特定の職の職務とは関係のない私的なものであり、その運営は特定の職の職務に含まれず、特定の個人の私的活動に当たることから同号ただし書ウに該当しない。

オ よって、仮に本件開示請求2に係る行政文書が存在するとすれば、条例第7条第2号に該当し、同号ただし書アないしウに該当する事情も認められないことから、不開示とすべき情報である。

(2) 条例第10条（行政文書の存否に関する情報）の該当性について

条例第10条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。

仮に、本件開示請求2に係る行政文書が存在するとして、その存否を答

えるだけで、実施機関が、県章の無断使用に関して本件私的サイトに何らかの対応をした事実が明らかになり、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することとなることから、同条に該当する。

(3) 条例第9条該当性について

条例第9条では、実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができることと規定しているが、同条に定める公益上の理由による裁量的開示は、保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合に限り、実施機関が行政判断により開示するものである。

仮に本件開示請求2に係る行政文書が存在するとして、これを開示することが公益上特に必要があるとは認められない。

2 結論

以上により、本件処分には違法又は不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る行政文書について

本件処分に係る行政文書は、仮に存在するとすれば、本件私的サイトで一時、県章が無断使用されていたことへの対応が分かる文書・電磁的記録（以下「本件行政文書」という。）であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ これを本件についてみるに、本件開示請求2は、特定の個人の氏名が明記された上で請求がされており、仮に本件行政文書が存在しているとすれば、特定の個人が、本件私的サイトで県章を手続を経ることなく使用したことについて実施機関から何らかの対応を受けた事実（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるということが出来る。

したがって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個

人を識別することができるものであると認められることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 次に、本件存否情報が、条例第7条第2号ただし書のアないしウに該当するか否かについて検討することとする。

まず、審査請求人は、自らが管理する〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において本件私的サイトにおける県章使用問題に係る担当課の回答があった旨投稿したことをもって、特定の個人の県章の無断使用は既に公知の事実となっている旨主張しているが、個人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において当該個人の投稿が存することのみをもって、本件存否情報が法令の規定により又は慣行として公にされている情報であるということとはできない。

また、審査請求人は、実施機関が県公式サイトのサイトポリシーにおいて同サイトのアクセス情報、県への提案、意見及びこれらに係る個人属性について、統計的に処理したデータ、意見等の公表をすることがあるとしておきながら審査請求人の問合せに対する回答を想定していないのは一方的である旨主張しているが、審査請求人の問合せに対する実施機関の回答は、統計的に処理されたものとは認められない上、そもそも上記のようなサイトポリシーが存することをもって、直ちに本件存否情報が法令の規定により又は慣行として公にされている情報であるということとはできない。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号アには該当しない。

エ さらに、本件存否情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断すべき特段の事情があるとは認められないことから、条例第7条第2号イにも該当しない。

オ おって、特定の個人が特定の職にあるとしても、本件私的サイトは、その運営主体や内容等をもっても、行政機関としての職務の遂行ではなく、その運営は私的に行われているものと認められることから、本件存否情報は、条例第7条第2号ウにも該当しない。

カ よって、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

## (2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

これを本件についてみるに、上記(1)のとおり、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するところ、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、同号の不開示情報に該当する本件存否情報を開示することとなることが認められる。

よって、実施機関が、条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は妥当である。

(3) 条例第9条該当性について

条例第9条においては、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができることとされている。

この規定については、条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当する情報が記録されている場合であっても、行政文書を開示しないことにより保護される利益に優越する公益上特別の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的な判断により、当該行政文書を開示できるとする趣旨の規定であると解されている。

この点について、実施機関が本件行政文書を保有していたと仮定した上で、実施機関が同条の規定により本件行政文書を裁量的に開示しなかったことが不当であるかどうかについて検討すると、審査請求人の上記第3の2(1)ア及び(2)イの主張を考慮してもなお、本件行政文書を開示することに本件行政文書を開示しないことにより保護される個人の権利利益を上回る公益上特別の必要性があるとまでは認められず、実施機関が同条の規定により本件行政文書を裁量的に開示しなかったことが不当であるとはいえない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人の審査請求書及び反論書におけるその他の主張は、本件処分の妥当性の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年3月17日	諮問受理
令和4年5月25日	審査（令和4年度第2回審査会第一部会）
令和4年6月29日	審査（令和4年度第3回審査会第一部会）
令和4年7月20日	審査（令和4年度第4回審査会第一部会）